

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8545.11	<p>1. 丸形のもの</p> <p>丸形のものとは、普通鋼、特殊鋼等の電気炉に使用する円柱状のものをいう。一般に、呼び径は 75 ミリメートル以上で、通常は接続用にねじを切ってある。</p> <p>(省 略)</p>	8545.11	<p>1. 丸形のもの</p> <p>丸形のものとは、普通鋼、特殊鋼等の電気炉に使用する円柱状（直径は一般に 3 インチから 24 インチまで）のものをいい、通常は接続用にねじを切ってある。</p> <p>(同 左)</p>